

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社ミスターマックス（商号 株式会社MrMax）
【英訳名】	MR MAX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野 能章
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 末國 伸一
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 末國 伸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号）

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

配当財産の種類
金銭といたします。

配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたします。

なお、この場合の配当総額は、331,998,420円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件
変更の理由

小売業界における繁忙期を回避することにより、商品管理の柔軟性を高めるとともに、円滑な決算対応が出来る状態を作り、更に、定時株主総会の開催時期を変更することにより、株主の株主総会への出席を容易にするために、基準日他所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第68期事業年度は、平成28年4月1日から平成29年2月28日までの11ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件
渡邊洋祐、末國伸一の2名を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	267,779	131	-	(注)1	可決 97.66%
第2号議案	267,613	297	-	(注)2	可決 97.60%
第3号議案					
渡邊 洋祐	266,185	1,724	1	(注)1	可決 97.08%
末國 伸一	267,436	473	1		可決 97.54%

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上